

事 務 連 絡

平成18年12月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

(ベトナム産カシューナッツ)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年11月21日付け食安輸発第1121001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、ベトナム産生鮮カシューナッツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を、引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

ベトナム産カシューナッツ

2 検査項目

残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：生鮮カシューナッツ

2. 生産国：ベトナム

3. 検査結果：ペルメトリン 0.08ppm（基準値：0.05ppm）

4. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29009988230号1欄）

5. 輸 入 者：ユニオン商事株式会社